

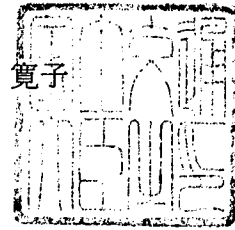


認 定 書

国住指第2522号
平成14年3月15日

株式会社ノザワ
代表取締役 野澤俊也 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第七号及び同法施行令第107条第一号（はり：1時間）の規定に適合するものであることを認める。

記

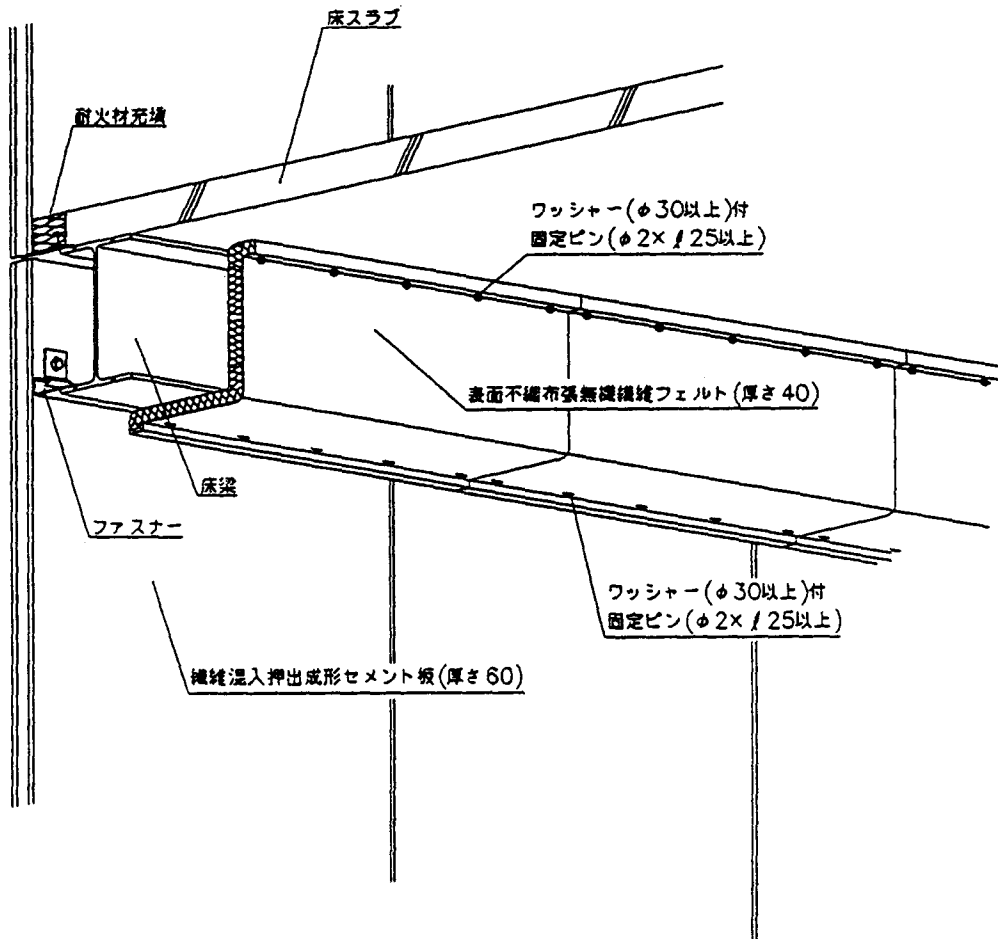
1. 認定番号
FP060BM-9188
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
繊維混入セメント押出成形板／不織布・無機繊維フェルト合成被覆／鉄骨はり
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

指定番号	耐火G1173	指定年月日：平成11年3月9日
品目名	繊維混入押出成形セメント板(60mm) 表面不織布張無機繊維フェルト(40mm) 巻付け合成被覆中空鉄骨はり	申請者名：(株)ノザワ 神戸市中央区浪花町15 TEL(078)333-4111 工場名：埼玉工場 埼玉県比企郡吉見町大字長谷1947 TEL(0493)54-6411 播州工場 兵庫県加古郡播磨町古宮 TEL(078)942-1024 ニチアスセラテック(株) 長野県上水内郡幸札村幸札396 TEL(0262)53-2170
商品名	SH-MB-G1	

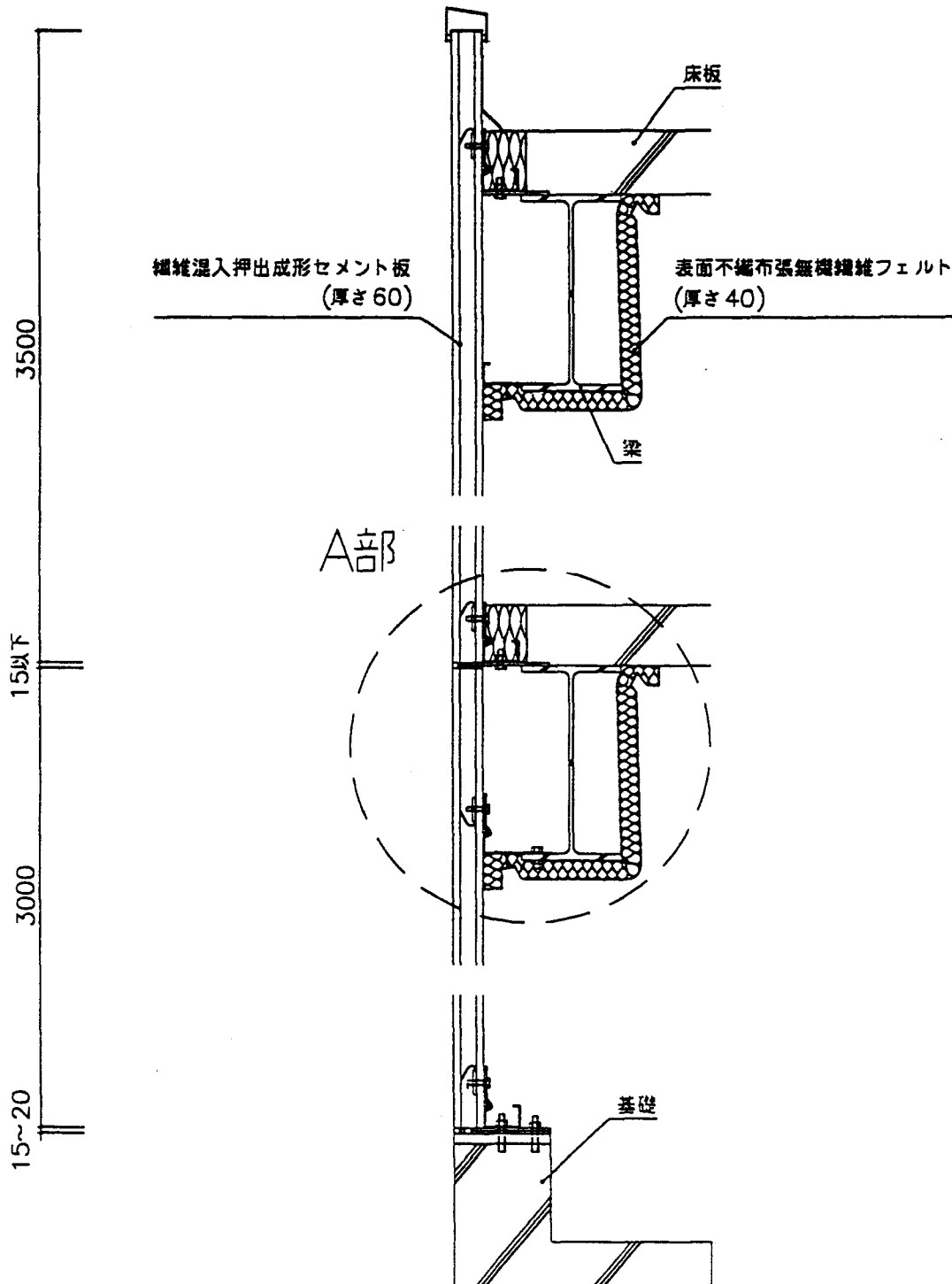
1. 部分、耐火性能の区分 はり 1時間耐火
2. 試験機関名 (財)建材試験センター中央試験所 受託番号 依試第8H70402号
3. 構造説明図 (単位 mm)

見取図

耐火五一〇号

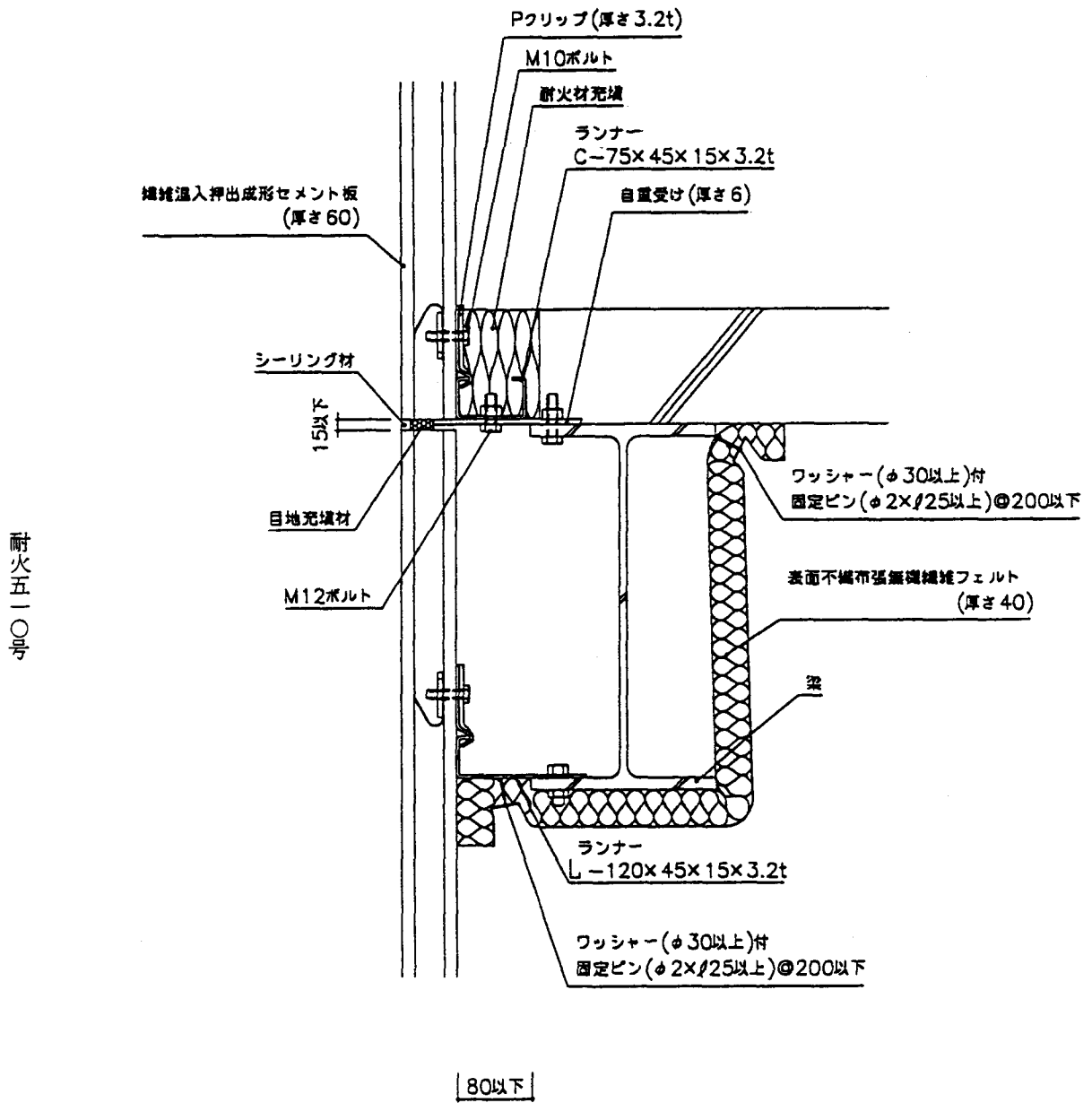


垂直断面図

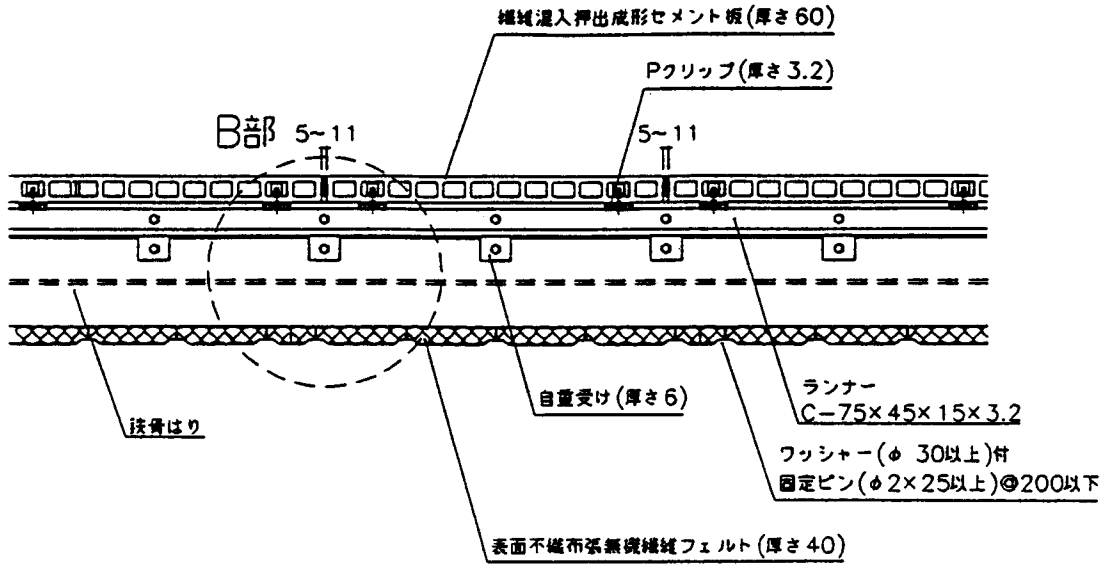


耐火五一〇号

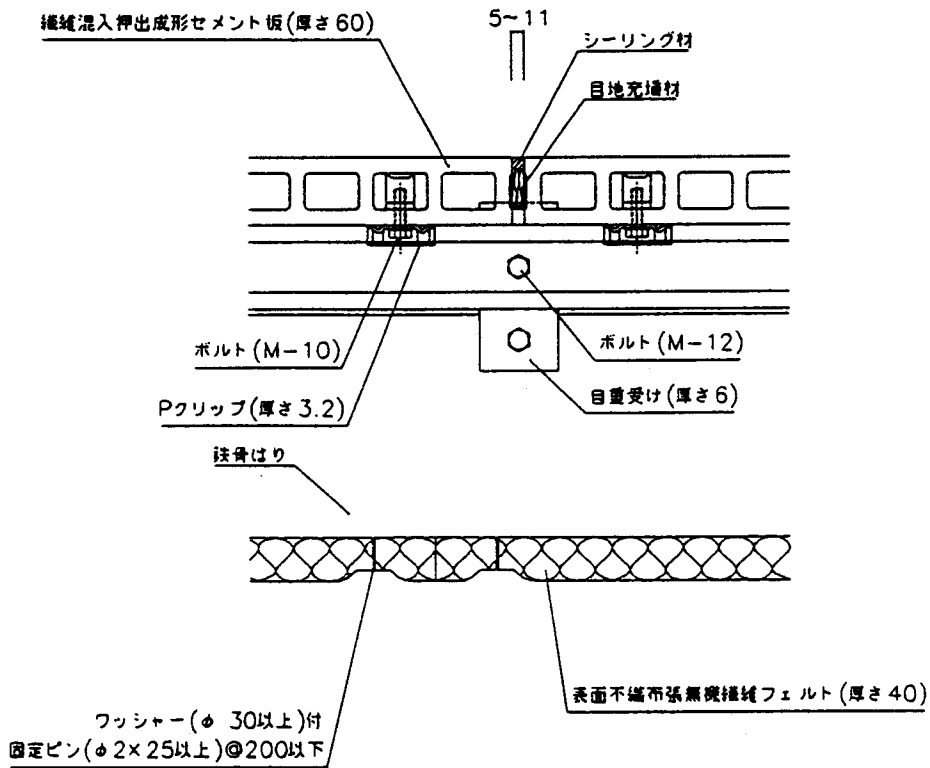
A部詳細図



水平断面図



B部詳細図



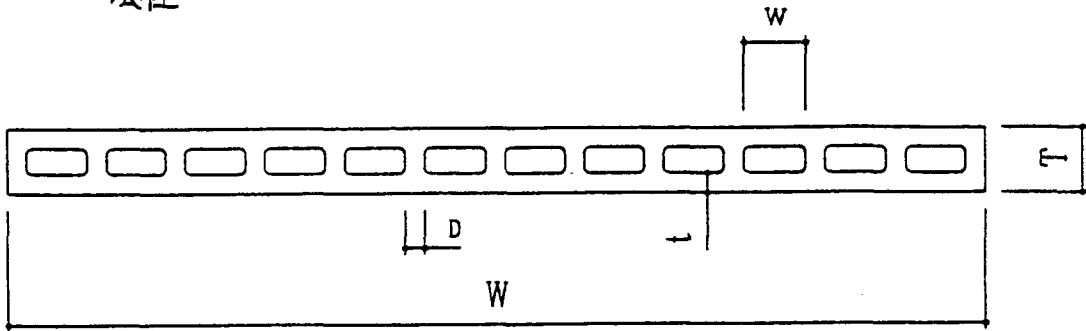
耐火五一〇号

4. 材料等説明

1) 主構成材料

① 繊維混入押出成形セメント板 [耐火W n1346]

(製造工場名 株式会社ノザワ ~~埼玉工場~~ ~~播州工場~~)
 会社



(a) 形状及び寸法 (単位 mm)

項目	標準規格	精度
厚 さ T	60以上	±1.5
肉 厚 t	14以上	±1.0
肉 厚 D	13以上	±1.0
長 さ ℓ	6000以下	+0、-2
巾 W	350~1450	+0、-1
中空巾 w	70以下	+0、-1

耐火五〇号

(b) 性能

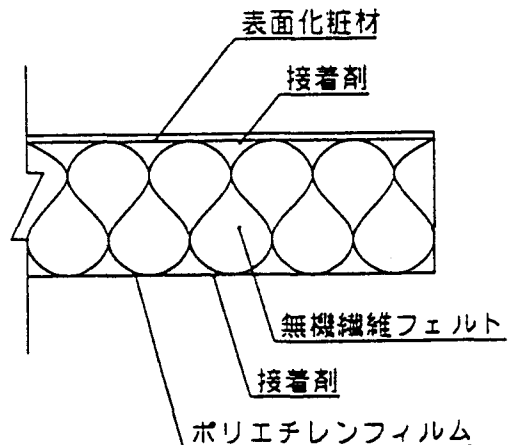
かさ比重	1.4±0.1 (絶乾)
曲げ強度	120kg/cm ² 以上 (JIS A 1414)
吸水率	20%以下 (JIS A 1414)
含水率	12%以下 (出荷時)

② 表面不織布張無機繊維フェルト [不燃 (個) 第11977号]

(a) 基材 (無機繊維フェルト)

イ. 組成

二酸化珪素	38±5%
酸化カルシウム	30±5%
酸化アルミニウム	15±5%
酸化マグネシウム	6±3%
酸化第二鉄	6±3%
その他	5±2%

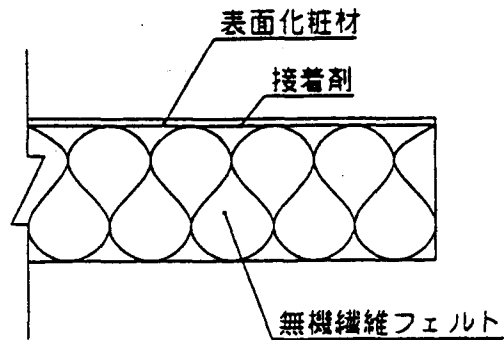


ロ. 形状及び寸法

厚さ 40±4mm
 最大寸法 幅 1,000±10mm
 長さ 10,000±50mm

ハ. 性能

かさ比重 0.075 $\begin{cases} +0.015 \\ -0.01 \end{cases}$ (気乾)
 重量 2.6kg/m²



(b) 接着剤

合成ゴム系、ポリエチレン系等 重量：20g/m²

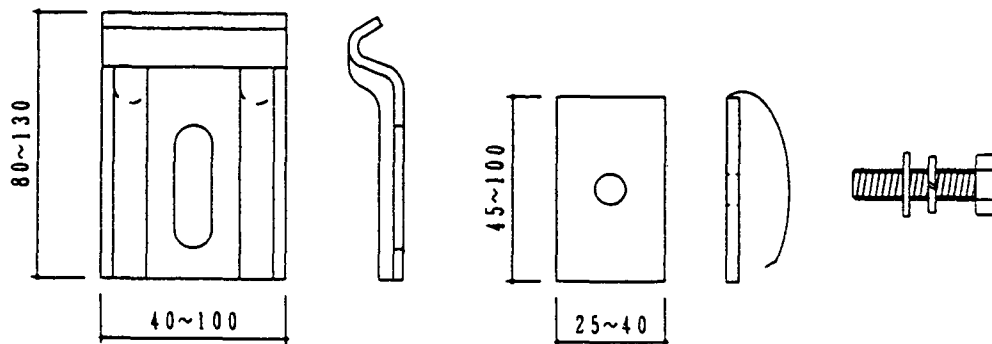
(c) 表面化粧材

- 不織布 (ポリエステル系) (ユニセル株式会社) [50g/m²以下]
- 包装用ポリエチレンフィルム (JIS Z 1702) [厚さ：30μ以下]
- ガラスクロス (GC) (JIS R 3414) [50~300g/m²]
- はり合わせアルミニウムはく (ALGC) (JIS Z 1520) $\begin{cases} \text{アルミニウムはく} \\ \text{厚さ：20μ以上} \end{cases}$

2) 副構成材料

① 繊維混入押出成形セメント板の取付について

- (a) 取付け金具 $\begin{cases} \text{Pクリップ：熱間圧延軟鋼板及び鋼帯 [JIS G 3131] 及びステンレス鋼材} \\ \text{ボルト：M10又はW3/8ボルト [JIS B 1180] 以上} \\ \text{角ナット：一般鋼材用圧延鋼材 [JIS G 3101] 及びステンレス鋼材} \end{cases}$



Pクリップ

角ナット

ボルト

(b) シーリング材

〔材質〕 JIS A 5758、耐久性区分7020以上

(シリコーン系、変成シリコーン系、ポリサルファイド系、ポリウレタン系、アクリル系)
 又は、~~石膏~~ ^{せっこう}系パテ

〔使用量〕 縦目地 155g/m標準、横目地 169g/m標準

(c) 目地充填材 (バックアップ材)

〔材質〕 ロックウール、セラミックウール等又は不燃材

耐火五二〇号

〔寸法〕 縦目地 12×36mm標準、横目地 16×36mm標準

② 表面不織布張無機繊維フェルトの取付について

(a) 固定ピン

ピン：φ2×25mm以上

冷間圧造用炭素鋼線材（銅メッキ）（JIS G 3507）

軟鋼線材（銅メッキ）（JIS G 3505）

溶接用ステンレス鋼線材（JIS G 4316）

・同等強度以上のもの

ワッシャー：φ30×0.3mm以上

溶融亜鉛めつき鋼板及び鋼帯（JIS G 3302）

塗装溶融亜鉛めつき鋼板及び鋼帯（JIS G 3312）

冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯（JIS G 4305）

塗装ステンレス鋼板（JIS G 3320）

・同等強度以上のもの

(b) 目地・補修用テープ

寸法：50～200mm×100mm

材質：表面化粧材と同質

5. 標準仕様（施工仕様）

1) 繊維混入押出成形セメント板の施工

① 下地

パネル取付けに先立ち、下地鋼材（ランナー）を取り付ける躯体部分に、必要な墨出しを正確に行う。ランナーは、鉄骨はり等に対しては、ボルト又は溶接、コンクリートに対しては、アンカーボルト等で取り付ける。

② 加工

イ. 長さに関しては、工場での切断加工を原則とする。

ロ. 現場で切断する場合は、集塵機付電気丸鋸（ダイヤモンドソー付）を用いて切断する。

ハ. 穴明け加工は、所定のコンクリートドリルを用いて行う。

③ パネル取付け

あらかじめ、繊維混入押出成形セメント板の裏面に、取付け金具を仮固定しておく。（パネル1枚当り4カ所を標準とする。）パネルを躯体に取り付けるための揚重は、専用重機、又は人力にてパネル1枚毎に行う。

イ. 割り付け図に合わせて、繊維混入押出成形セメント板を所定の自重受けプレートに置き、下地鋼材に取付け金具の仮留めを行う。

ロ. 仮留め後、繊維混入押出成形セメント板の目地幅、出入りレベルの調整を行い、ボルトを本締めして繊維混入押出成形セメント板を固定する。

以上の要領で、順次繊維混入押出成形セメント板を建て込んでいく。

④ 目地

外部に接する目地部には、目地充填材装填後、シーリング材を充填する。目地巾は、縦目地11mm横目地15mmを標準とする。

2) 表面不織布張無機繊維フェルトの施工

① 鉄骨清掃

鉄骨面は、施工に支障のない様に清掃する。

② 溶接機セット

専用溶接機を電源に接続しセットする。(100V、25A)

③ 製品の寸法取り、切断

巻き尺等を用いて寸法取りを行い、カッターナイフ、はさみ等を用いて切断する。又は、割付けにより工場にて予め製作する。

④ 製品のピン溶接・巻付け

製品を鉄骨の所定の位置に巻き付け、ピン溶接（固定ピンφ2×25mm以上）にて取り付ける。

ピンの留め付けピッチは、上フランジ200mm以内、ファスナー部200mm以内とする。この際繊維混入押出成形セメント板への表面不織布張無機繊維フェルトの掛かりは、下フランジの表面不織布張無機繊維フェルト表面より60mm以上とする。

⑥ 目地部の処理

目地の突き付け部は、隙間のない様に施工する。意匠性を考慮する場合は、表面化粧材の耳（50mm程度）を重ね合わせるか、目地用テープを貼り付ける。

⑦ 先付け施工

鉄骨組立て前に予め被覆するもので、施工は後付け施工に準じて行う。

6. 施工管理

施工は、株式会社ノザワ（大臣許可（般-3）第0548号）の責任施工、又は株式会社ノザワが責任を持って、「標準施工技術指導書」及び「検査要領書」に基づき施工者を指導する。

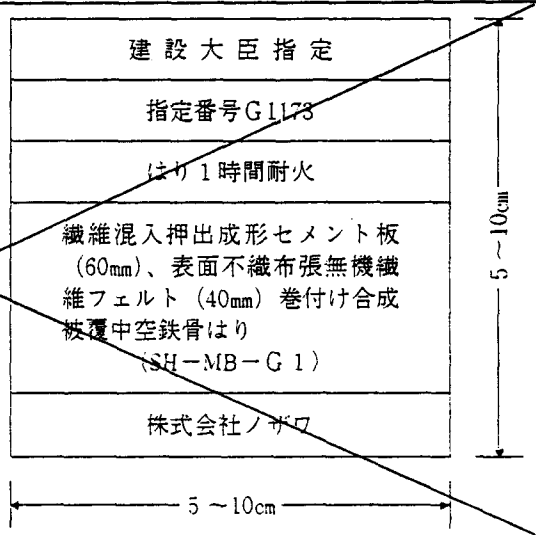
7. 留意事項

材料搬入及び貯蔵に際しては、湿気、雨水等に留意し取扱については、損傷が無いように注意する。

8. 付帯条件 なし

9. 表示及び報告

- 1) 製品及びその包装に右の表示マークを貼付、押印その他の方法で表示する。
- 2) 現場施工完了後、見やすい位置に製品1つにつき2以上の表示マークを貼付する。なお、見え隠れとなるものについてはできるだけ点検可能な部分に表示マークを貼付する。
- 3) 毎年度、本製品の生産実績、販売実績（又は使用実績）、工場における品質管理の状況及び施工管理の状況（検査報告書を含む）等を、当該年度終了後1カ月以内（4月1日～4月30日）に建設大臣に報告する。



耐火五〇号

9. 注意事項

当該認定書において、「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法の規定による建設大臣の認定仕様がある場合は、平成14年6月1日以降は「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)による改正後の建築基準法の規定による当該認定仕様に係る国土交通大臣の認定仕様を用いるものとする。